

投稿原稿校閲内規

1. 目 的

この内規は学会誌（研究発表論文集を含む）への投稿原稿につき、独創性、発展性、完成度等が学会誌にふさわしい質的水準を有するかどうかを判定することを目的とする。

2. 校閲委員

- (1) 校閲を実施するため、校閲担当理事は論文集委員長・学術委員長および論文集刊行担当理事の意見を聞いて候補者を学会長に推薦し、会長は理事会の議を経て校閲委員を委嘱する。
- (2) 校閲委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3. 校閲の方法

- (1) 論文集委員会（論文集刊行委員会を含む）は投稿原稿1編ごとに校閲者2名を校閲委員のなかより選定し、校閲を依頼する。ただし、校閲上必要と認める場合は、論文集委員会は更に1名に限り校閲委員以外の助言を求めることができる。
- (2) 継続投稿原稿の校閲は、原則として同一校閲者が担当するものとする。
- (3) 校閲の公正を期するため、原則として投稿者と同一の研究集団に属する校閲者及び助言者の選定はしない。
- (4) 校閲者は、校閲の結果を別に定める様式に記載して論文集委員会に報告するものとする。
- (5) 校閲の結果修正を要望された投稿原稿については、論文集委員会はその理由を付して投稿者に原稿の修正を求めることができる。
- (6) 校閲の結果、校閲者1名以上が学会誌にふさわしい質的水準に達していないと判定した投稿原稿については、論文集委員会は校閲者の報告をもとに校閲担当理事の意見を聞いて最終判定する。
- (7) 前項において、掲載が不適当と判断された投稿原稿については、校閲担当理事はその理由を付して投稿者に当該投稿原稿の撤回を求めることができる。
- (8) 前(5)及び(7)項における処置について、異議のある投稿者は希望する校閲者1名を校閲委員のなかより指名し、再校閲の請求をすることができる。再校閲の請求があった投稿原稿については、校閲担当理事がほかに1名校閲者を選び、再度校閲を依頼し、前(4)から(7)項にわたる処置を1回に限り実施するものとする。

4. 付 則

- (1) この内規に改訂の必要が生じた場合、理事会の承認を受けて変更することができる。
- (2) この内規は、昭和60年9月21日から施行する。